

出雲市立檜山小学校いじめ防止基本方針

平成26年5月策定
令和2年4月改訂

1 いじめの定義と学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍して等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

法第13条の規定に基づき、国の基本方針、島根県が策定したいじめ防止等のための基本方針、市の基本方針を参考にして、地域性や学校の実情を踏まえ、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて基本的な方向や、取組の内容を「檜山小学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 本校のいじめ防止等の基本方針

○人権・同和教育を基底に据え、子供一人一人の願いの実現に向けて学びや育ちが保障された学校づくり

めざす学校像

（楽しい学校）一人一人が自己肯定感をもち、認め合い学び合う学校
（連携・協働できる学校）地域から信頼、支えられ、ともに歩む学校
（頼もしい学校）安心・安全で規律と秩序のある整然とした学校

めざす子供像

ひとの気持ちの分かる優しい子【豊かな心 徳】
やる気いっぱい最後までがんばる子【健やかな心身 体】
まなび合い、助け合い、高め合う子【確かな学力 知】

求める教師像

- 子供の背景や思いを理解し、とことん寄り添う信頼される教師
- 子供一人一人の自己肯定感を高め、指導力・授業力のある教師 ⇒あり？なし？
- 同僚性のある教職員集団であり、共に学び続け向上心にあふれる教師
- 子供・家庭・地域の願いを大切にし、協働できる教職員

3 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止のため、「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止に関わる具体的な取組を進める。取組を進める際の基本となるのは、児童と教職員、児童相互の信頼し合える人間関係やお互いに認め合う思いやりのある雰囲気を作っていくことである。そして、「いじめは人として絶対に許されない」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して継続して指導することが重要である。

（1）信頼関係を築き、思いやりのある雰囲気作りをするために

①児童理解

- ・檜山っ子を語る会（情報交換会）
- ・教育相談週間・給食時間や休憩時間の声掛けや会話等

- ・声かけ作戦（毎日の挨拶・誕生日の「おめでとう」の声かけ等）
- ②認め合い支えあう仲間づくり
 - ・支持的風土のある学級づくり
 - ・対話から思考を深める授業づくり
 - ・フレンドシップ事業の促進 なかよし班活動（縦割り班・委員会活動）
 - ・人権・同和教育の充実 人権集会等
 - ・あいさつ運動
- (2) いじめをいじめ許さない強い意志を育むために
 - ①教職員のいじめに関する的確な認知と人権意識の高揚（校内研修等）
 - ②児童の人権意識を高める（教育活動全体を通じた人権教育・道徳教育の充実・読書活動・体験活動等の推進）
- (3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むために
 - ①わかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくり・場の設定
- (4) 保護者や地域と連携し、いじめ防止に努めるために
 - ①地域学校運営理事会や檜山コミセン等と協力し、いじめを許さない環境づくりを進める。
 - ②学級懇談、民生児童委員との会合等を通して、保護者や地域の方に学校の取組を説明し、理解を得ながら協力していじめ防止に努める。
 - ③教職員、児童、保護者等に、いじめに関するアンケートを実施し、学校の取組を分析し、今後の指導改善に活かす。

4 いじめの早期発見のための取組

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめを積極的に認知していく。また、日頃からのコミュニケーションを大切にしていくことで、児童の観察を細やかにしたりいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めたりする。

- (1) いじめを積極的に認知するために
 - ①教職員が情報を共有する（日常の教職員の情報交換、子どもを語る会等）
 - ②いじめ対応セルフチェック（教職員用）の実施
 - ②いじめに関するアンケート（児童・保護者用）の実施
 - ③毎学期「学校いじめ対応委員会」を開催しいじめの見落とし、対応の不十分な点はないか等のチェックを行う。
 - ④関連機関との連携を図り、インターネット上のいじめのチェック。
- (2) いじめが発見しやすい雰囲気をつくるために
 - ①積極的に声をかける
 - ②間違いが言える学級集団づくり
 - ③タイムリーな教育相談の実施
 - ④学校以外の相談窓口の周知

5 いじめの早期解決のための取組

いじめに関する相談・通報を受けた時には、組織的に対応し、いじめを受けた児童やその保護者への適切な対応、いじめを行った児童に対しての適切な指導を行う。

- (1) 組織的に対応するために
 - ①「学校いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに協議し、的確な役割分担をして早期解決にあたる。
- (2) いじめを受けた児童等の安全確保と心のケアのために
 - ①情報の収集を的確かつ綿密に行い、事実確認をした上でいじめられた児童等の安全確保を最優先に行う。

- ②不安を取り除くなど心のケア等の対応を行う。
- (3) いじめた児童を指導するために
 - ①事実確認を行い、毅然とした対応を行い、適切な指導にあたる。
 - ②家庭及び各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけのために
 - ①すべての児童の安全・安心が確保される集団づくりを進める。
 - ②いじめを傍観していた児童や同調していた児童に対しても適切な指導を行う。
- (5) 家庭・地域・関係機関と連携して取り組むために
 - ①家庭訪問等により、速やかに保護者に事実関係を伝えると共にその後の対応等について情報共有を行う。
 - ①お互いの情報を共有し合うことで、指導に生かしていく。

6 いじめ問題に取り組むための組織

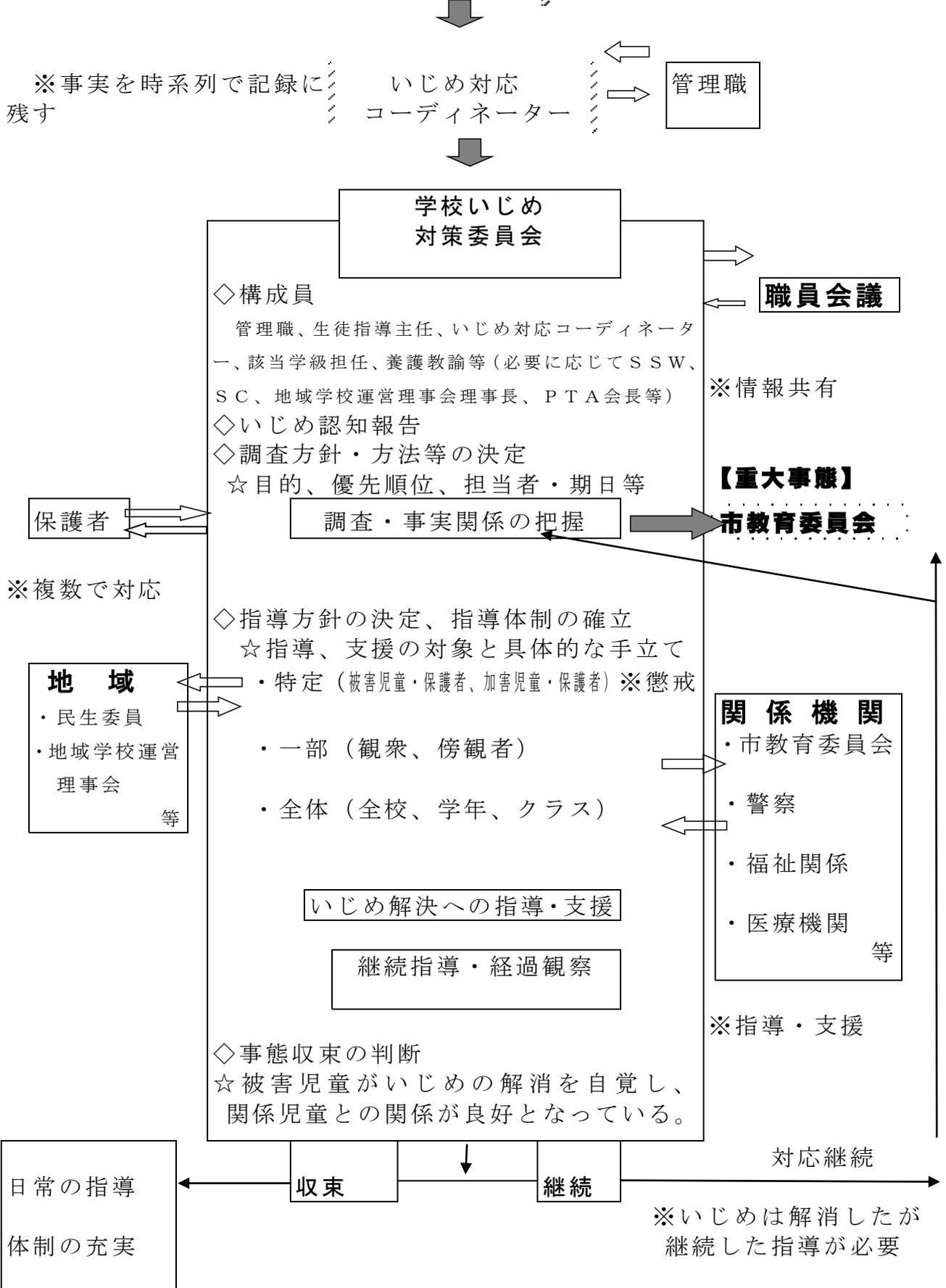
- (1) 学校内の組織
 - ①「学校いじめ対策委員会」
 - いじめの未然防止のための取組の推進、およびいじめ発生時の対応について話し合いを持ち、情報収集の方法、いじめ解消チームの編成、保護者・関係機関との連携等の具体策について検討する。
 - 〈管理職、生徒指導主任、いじめ対応コーディネーター、当該学級担任、養護教諭等〉
 - ②「生徒指導職員会議」
 - 月1回程度全職員で気になる児童について、現状や指導についての情報交換、共通理解を図り、全職員が共通に理解し、一貫した指導を行う。
- (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織
 - 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等について、専門的かつ広域的な対処を行うための組織。「学校いじめ対策委員会」に、SSW、SC、地域学校運営理事会理事長、PTA会長等を加え、必要に応じて召集する。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- (2) 重大事態への対処
 - ①重大事態が発生した旨を、出雲市教育委員会へ速やかに報告する。
 - ②教育委員会と連携を図り、「学校いじめ対策委員会」を速やかに設置する。
 - ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、SCや関係諸機関との連携を適切にとり対応に当たる。
 - ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤教育委員会からの指導・助言等を受け、再発防止のための適切な措置を講ずる。

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめ認知 【重大事態を含む】



令和2年度 檜山小学校 いじめ防止のための年間指導計画

学 期	教職員の動き	児童の動き	保護者への活 動
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会設置・開催 ・いじめ防止対策に関わる情報交換と共通理解 ○生徒指導職員会 ・配慮を要する児童への共通理解 ○生活目標についての共通理解 ○学級目標づくり ○教室等の環境整備 ○アンケート Q-U 検討会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・いじめに関するアンケート ・教育相談週間 ・アンケート Q-U ・学校行事や児童会活動、縦割り班活動をとおした人間関係づくり ・月ごとの生活目標に関する集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開日 ・家庭訪問 ・学級懇談 個人面談 ・いじめに関するアンケート実施
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導に関する研修（SCによる研修、復命研修等） ○生徒指導職員会 ・配慮を要する児童への共通理解 ○アンケート Q-U 検討会 ○学校いじめ対策委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート ・教育相談週間 ・アンケート Q-U ・学校行事や児童会活動、縦割り班活動をとおした人間関係づくり (修学旅行、宿泊研修、集会等) ・人権集会 ・月ごとの生活目標に関する集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開日 ・学級懇談 ・いじめに関するアンケート実施
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート Q-U 検討会 ○生徒指導職員会 ・配慮を要する児童への共通理解 ○学校いじめ対策委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート ・学校行事や児童会活動、縦割り班活動をとおした人間関係づくり (ありさよ集会、豆腐飯集会等) ・月ごとの生活目標に関する集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開日 ・学級懇談 ・いじめに関するアンケート実施

いじめに関するアンケート（保護者用）・・・資料①

いじめに関するアンケート（児童用）・・・資料②

いじめ対応セルフチェック（教職員用）・・・資料③

こころのアンケート

あなたが、学校生活を楽しく過ごしたり、一生懸命に活動に取り組んだりできるようにするための参考にしたいと思います。次のアンケートに正直に答えてください。

※あてはまるものを○でかこみしょう。

年	番	名前
---	---	----

①学校生活は楽しいですか？

とても楽しい 楽しい 楽しくないことがある 楽しくない

②学校で勉強に一生懸命取り組んでいますか？

いつも一生懸命 一生懸命 一生懸命でないことがある 一生懸命でない

③学校で自分の仕事（係活動・委員会活動など）に一生懸命取り組んでいますか？

いつも一生懸命 一生懸命 一生懸命でないことがある 一生懸命でない

④自分にはよいところがあると思いますか。

ある 少しある あまりない ない

⑤友達となかよく過ごさせていますか？

いつもなかよし なかよく過ごしている なかよく過ごせないことがある なかよく過ごせてない

⑥何でも話せる友達がいますか。

いる。（ ）人くらい いない

⑦次の項目の中に、あてはまるものがあつたら、その番号を○で囲みましょう。

（○はいくつあつてもいいですよ。）

1 友達から仲間はずれにされたことがある。

2 友達を仲間に入れなかったことがある。

3 友達から、体の特徴、能力、呼び方のことでいやなことを言われたことがある。

4 友達に、体の特徴、能力、呼び方のことでいやなことを言ったことがある。

5 友達から、家族や家のことで、いやなことを言われたことがある。

6 友達に、家族や家のことで、いやなことを言ったことがある。

⑧今、困っていることや、悩んでいることがあつたら、遠慮なく書いてください。

⑨担任の先生のほかに相談をしたい先生 先生の名前（ ）

いじめ対応確認シート

いじめ問題への対応について、自身の理解や対応を再度確認してください。チェックの入らなかった項目については、自身で確認したり、職員研修をしたりしましょう。

（基本認識事項など）

- いじめの定義を理解している。
- いじめは重大な人権侵害であると理解している。
- 「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識を持っている。
- 自校の「いじめ防止基本方針」の内容を理解している。
- 日頃から、自校の「いじめ防止基本方針」に沿って対応している。
- 気になることがあったときには、同僚や管理職に報告・相談している。
- 「いじめが解消している状態」とはどんな状態であるか理解している。
- 生徒指導にかかる研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。
- SCやSSWの役割を理解している。
- 発生したいじめを単に「悪いこと」とせず、子どもの学ぶ機会となるようにしている。
- 被害・加害児童の進級や進学、転学時に確実に情報の引継ぎを行っている。

（未然防止）

- 「いじめは人として決して許されない」ことを様々な機会をとらえて子どもに話している。
- いじめについて考えさせる授業を計画し実施している。
- アンケートQUの結果等を活用し、子どもの居場所づくり、絆づくりを実践している。
- 自らの言動が人権侵害になっていないか常に意識している。
- 欠席の背景にいじめがないか常に意識している。

（早期発見）

- 連絡帳や日常の観察を通して、子ども理解に努めている。
- 気になる言動をいじめではないかと考え、積極的に対応している。
- 担当している子どもの情報を他の教職員等から積極的に得ようとしている。
- 情報（アンケート結果等）を他の教員等と共有している。
- SCの相談日やいじめ等の相談窓口を子どもや保護者にきちんと伝えている。

（対応）

- いじめを発見したり、相談を受けたりした場合、上司に報告し組織で対応している。
- 事実の調査をする際、収集すべき情報の内容を理解している。
- 聞き取りなどを行う際、複数で対応し子どもの人権や個別の事情等に配慮している。
- いじめの対応について連携できる関係機関・専門機関の役割について理解している。
- 被害側・加害側の保護者に保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等を丁寧に説明し、必要な対応を継続している。

（重大事態）

- 「いじめ重大事態」にあたる状況はどのような場合かを理解している。
- 「いじめ重大事態」の認定やその後の対応について理解している。